

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月8日
【届出者の名称】	株式会社高島屋
【届出者の所在地】	大阪市中央区難波5丁目1番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町2丁目12番7号
【電話番号】	03(3668)7086
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 山下 恭史
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋本社 (大阪市中央区難波5丁目1番5号) 株式会社高島屋日本橋店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号) 株式会社高島屋京都店 (京都市下京区四条通河原町西入真町52番地) 株式会社高島屋横浜店 (横浜市西区南幸1丁目6番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社高島屋を指します。
- (注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社では、安定的な配当水準を維持することを、株主の皆様に対する利益還元の基本スタンスとしながら、業績や経営基盤を総合的に勘案し、株主の皆様へ利益還元を図ってまいりました。

当社は、平成22年3月25日付でエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「H2オリテイリング」といいます。）との間に締結した業務提携契約（以下「業務提携契約」といいます。）に基づき、婦人服・紳士雑貨等での共同商品開発や、中元・歳暮ギフトにおける商品の共通化・オペレーションの統一、両社共同での売場開発など、売場開発・商品開発・業務効率向上等の分野を中心に協力関係を構築し、一定の成果を上げてまいりました。また、当社及びH2オリテイリングは、普通株式の相互保有を行っており、平成27年3月23日現在、当社は、H2オリテイリング普通株式を10,337,500株（H2オリテイリング発行済株式総数125,201,396株（以下、H2オリテイリング発行済株式総数をいう場合、同じです。）に対する割合にして8.26%）を、H2オリテイリングは、当社普通株式を33,084,000株（当社発行済株式総数355,518,963株（以下、当社発行済株式総数をいう場合、同じです。）に対する割合にして9.31%）をそれぞれ保有しております。

このような状況下、当社及びH2オリテイリングは、平成26年11月頃より、両社の協力関係のさらなる発展と収益の増大を目指し、両社間での取り組みを一層強化していくための新たな提携関係の構築について協議を開始いたしました。その協議の中で、必要な相互保有株式の数量についてあらかじめ検討を行った結果、双方の発行済株式総数の5%相当の普通株式保有を継続していくことにつき合意し、平成27年3月23日付で業務提携強化及び資本提携合意に係る契約（以下「本合意書」といいます。）を締結いたしました。

本合意書に基づいて、H2オリテイリングはその保有する当社普通株式33,084,000株のうち17,774,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして5.00%）については継続保有し、15,310,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして4.31%）については譲渡していくこととなりました（注1）。

当社としては、H2オリテイリングによる当社普通株式の譲渡に関し、一度にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる需給への影響を緩和し、かつ、資本効率の向上を通じて株主の皆様への一層の利益還元と機動的な資本政策を遂行するため、H2オリテイリングが譲渡を予定する当社普通株式15,310,000株のうち5,000,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%）については、平成27年4月以降平成27年8月までを目途に、当社が自己株式として取得することとし、平成27年3月23日開催の当社取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。なお、H2オリテイリングが譲渡を予定している当社普通株式15,310,000株のうち、残りの10,310,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして2.90%）については、本書提出日現在においては、相手先及び手法については未定とのことです。

当社は、本合意書に係る協議開始以降、自己株式の具体的な取得方法につき検討してまいりましたが、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けによる取得の方法が適切であると判断し、自己株式の公開買付けを実施することといたしました。また、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、H2オリテイリング以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から5,500,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.55%）を上限としております。

また、本公開買付価格の決定に際しては、当社は、直近の当社経営状況が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年4月6日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値1,225円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,103円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることを、平成27年4月7日、H2オリテイリングに提案いたしました。今般、H2オリテイリングより上記条件にてその保有する当社普通株式5,000,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました（注2）。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成27年4月7日開催の取締役会において、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格を、平成27年4月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,225円に対して10%のディスカウント率を適用した1,103円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成27年4月7日付で公表した平成27年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成27年2月末現在における連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は87,887百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も当社の手元流動性は十分に確保でき、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしております。

なお、当社は、平成27年4月7日付で、H2オリテイリングとの間で、当社が本公開買付けを実施した場合にはその保有する当社普通株式5,000,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%）を本公開買付けに応募することを内容とする覚書を締結しております。

当社が本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、本書提出日現在未定です。

（注1） 当社は、本合意書に基づき、平成27年3月24日付で、H2オリテイリング普通株式4,078,000株（H2オリテイリング発行済株式総数に対する割合にして3.26%）の譲渡を完了しております。当該譲渡は、H2オリテイリングによる自己株式取得に応じた譲渡、市場内取引による売却及び第三者への譲渡によるものです。これにより、本書提出日現在当社が保有するH2オリテイリング普通株式は、6,259,500株（H2オリテイリング発行済株式総数に対する割合にして5.00%）であります。

（注2） 本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けの結果、H2オリテイリングによる応募株数の全部又は一部の買付けが行われなかった場合、H2オリテイリングは、本合意書に基づき当社普通株式を17,774,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして5.00%）を継続して保有し、これを超える数の当社普通株式については平成27年8月までを目途に譲渡する予定ですが、相手先と手法については未定とのことです。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

（1）【発行済株式の総数】

355,518,963株（平成27年4月8日現在）

（2）【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

（3）【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	5,600,000	7,000,000,000

（注1） 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、1.58%（小数点以下第三位を四捨五入）であります。

（注2） 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数であります。

（注3） 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額であります。

（注4） 取得することができる期間は、平成27年4月1日から平成27年8月31日までであります。

（4）【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

（5）【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成27年4月8日(水曜日)から平成27年5月11日(月曜日)まで(20営業日)
公告日	平成27年4月8日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金1,103円
算定の基礎	<p>当社は本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社の直近の経営状況を反映している点を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成27年4月7日の前営業日(同年4月6日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,225円、同年4月6日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,187円(円未満四捨五入)、及び同年4月6日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,093円(円未満四捨五入)を参考にいたしました。</p> <p>一方で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>本公開買付けの具体的な条件については、直近の当社経営状況が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日(平成27年4月6日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,225円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,103円(円未満四捨五入)を本公開買付け価格とすることを、平成27年4月7日、H2オリテイリングに提案し、同社より上記条件にてその保有する当社普通株式5,000,000株(当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%)について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p> <p>以上の検討及び判断を経て、当社は、平成27年4月7日開催の取締役会において、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付け価格は、平成27年4月6日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,225円に対して10%のディスカウント率を適用した1,103円(円未満四捨五入)とすることを決議しました。</p> <p>なお、本公開買付け価格である1,103円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成27年4月7日の前営業日(同年4月6日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,225円から9.96%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年4月6日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,187円(円未満四捨五入)から7.08%(小数点以下第三位を四捨五入)、それぞれディスカウントした金額になりますが、同年4月6日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,093円(円未満四捨五入)からは0.91%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた金額になります。</p> <p>また、本公開買付け価格である1,103円は、本書提出日の前営業日(平成27年4月7日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,216円に対して9.29%(小数点以下第三位を四捨五入)をディスカウントした金額となります。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、平成22年3月25日付でH2オリテイリングとの間に締結した業務提携契約に基づき、婦人服・紳士雑貨等での共同商品開発や、中元・歳暮ギフトにおける商品の共通化・オペレーションの統一、両社共同での売場開発など、売場開発・商品開発・業務効率向上等の分野を中心に協力関係を構築し、一定の成果を上げてまいりました。また、当社及びH2オリテイリングは、普通株式の相互保有を行っており、平成27年3月23日現在、当社は、H2オリテイリング普通株式を10,337,500株（H2オリテイリング発行済株式総数に対する割合にして8.26%）を、H2オリテイリングは、当社普通株式を33,084,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして9.31%）をそれぞれ保有しております。</p> <p>このような状況下、当社及びH2オリテイリングは、平成26年11月頃より、両社の協力関係のさらなる発展と収益の増大を目指し、両社間での取り組みを一層強化していくための新たな提携関係の構築について協議を開始いたしました。その協議の中で、必要な相互保有株式の数量についてあらためて検討を行った結果、双方の発行済株式総数の5%相当の普通株式保有を継続していくことにつき合意し、平成27年3月23日付で本合意書を締結いたしました。</p> <p>本合意書に基づいて、H2オリテイリングはその保有する当社普通株式33,084,000株のうち17,774,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして5.00%）については継続保有し、15,310,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして4.31%）については譲渡していくこととなりました。</p> <p>当社としては、H2オリテイリングによる当社普通株式の譲渡に関し、一度にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる需給への影響を緩和し、かつ、資本効率の向上を通じて株主の皆様への一層の利益還元と機動的な資本政策を遂行するため、H2オリテイリングが譲渡を予定する当社普通株式15,310,000株のうち5,000,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%）については、平成27年4月以降平成27年8月までを目途に、当社が自己株式として取得することとし、平成27年3月23日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。</p> <p>当社は、本合意書に係る協議開始以降、自己株式の具体的な取得方法につき検討してまいりましたが、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けによる取得の方法が適切であると判断し、本公開買付けを実施することといたしました。また、本公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、直近の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>また、本公開買付け価格の決定に際しては、当社は、直近の当社経営状況が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年4月6日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,225円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,103円（円未満四捨五入）とすることを、平成27年4月7日、H2オリテイリングに提案いたしました。今般、H2オリテイリングより上記条件にてその保有する当社普通株式5,000,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%）について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。</p> <p>以上の検討及び判断を経て、当社は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成27年4月7日の前営業日（同年4月6日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,225円に対して、10%のディスカウント率を適用した1,103円（円未満四捨五入）を本公開買付け価格とすることを平成27年4月7日開催の取締役会において決議いたしました。</p>
--------------	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	5,500,000 (株)	(株)	5,500,000 (株)
合計	5,500,000 (株)	(株)	5,500,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(5,500,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(5,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

応募株主等が個人株主に該当する場合の税務上の取扱いは次のとおりです。(注2)

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じとします。)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。（注2）

外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含まれます。）を指します。以下同じです。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成27年5月11日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成27年6月2日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。（注2）

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	6,066,500,000
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	2,300,000
合計(a) + (b) + (c)	6,088,800,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(5,500,000株)に1株当たりの買付価格(1,103円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	普通預金	11,133,867,674
	計	11,133,867,674

8【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2)【決済の開始日】

平成27年6月3日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額(注)は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」 ないし に記載の公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いをご参照ください。

(4)【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2 第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

9【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の22の2 第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(5,500,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数(5,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2 第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2 第2項において準用する法第27条の11第1項ただし書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、平成27年4月7日付で、H2Oリテイリングとの間で、当社が本公開買付けを実施した場合にはその保有する当社普通株式5,000,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして1.41%）を本公開買付けに応募することを内容とする覚書を締結しております。なお、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けの結果、H2Oリテイリングによる応募株数の全部又は一部の買付けが行われなかった場合、H2Oリテイリングは、本合意書に基づき当社普通株式を17,774,000株（当社発行済株式総数に対する割合にして5.00%）を継続して保有し、これを超える数の当社普通株式については平成27年8月までを目途に譲渡する予定ですが、相手先及び手法については未定とのことです。

当社は、平成27年4月7日付で「平成27年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成27年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要
（平成26年3月1日～平成27年2月28日）
（イ）損益の状況

決算年月	平成27年2月期（第149期）
営業収益	912,523百万円
売上原価	636,881百万円
販売費及び一般管理費	243,618百万円
営業外収益	5,536百万円
営業外費用	1,653百万円
当期純利益	22,581百万円

（ロ）1株当たりの状況

決算年月	平成27年2月期（第149期）
1株当たり当期純利益	66.29円
1株当たり配当額	10.00円
1株当たり純資産額	1,131.28円

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- （1）【発行者の沿革】
- （2）【発行者の目的及び事業の内容】
- （3）【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- （1）【貸借対照表】
- （2）【損益計算書】
- （3）【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

（単位：円）

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月	4月
最高株価	940	1,071	1,017	1,055	1,143	1,251	1,240
最低株価	830	929	952	926	1,015	1,101	1,166

（注）平成27年4月については、平成27年4月7日までの株価であります。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

- （1）【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第147期（自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日）平成25年 5月23日関東財務局長に提出

事業年度 第148期（自 平成25年 3月 1日 至 平成26年 2月28日）平成26年 5月22日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第149期第 3 四半期（自 平成26年 9月 1日 至 平成26年11月30日）平成27年 1月13日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の第147期有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年 6月 4日に関東財務局長に提出

（ 2 ）【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社高島屋本社

（大阪市中央区難波 5丁目 1番 5号）

株式会社高島屋日本橋店

（東京都中央区日本橋 2丁目 4番 1号）

株式会社高島屋京都店

（京都市下京区四条通河原町西入真町52番地）

株式会社高島屋横浜店

（横浜市西区南幸 1丁目 6番31号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。